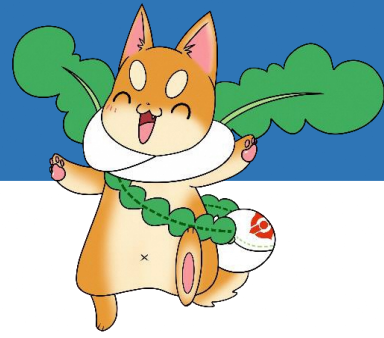


守口市からのお知らせ



守口市にお住まいの3～5歳児の保護者の皆さまへ

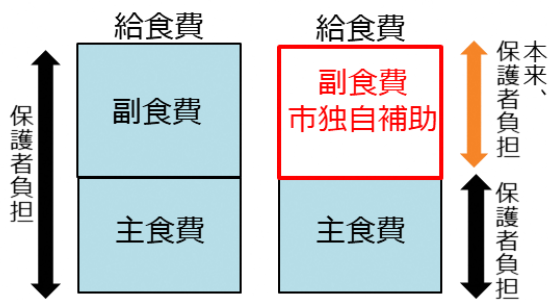
令和2年4月から守口市が副食費を負担します！

守口市では、令和2年4月から、市独自の取り組みとして、認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定子ども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）を利用する子どもの給食費のうち副食費（おかず代など）相当額（副食費が徴収免除となる子ども（※）を除く。）について、1人あたり月額4,500円を上限に施設に補助いたします。

（※）世帯年収360万円未満相当、及び、世帯収入に関係なく第3子以降の子ども（多子軽減措置による）を指します。

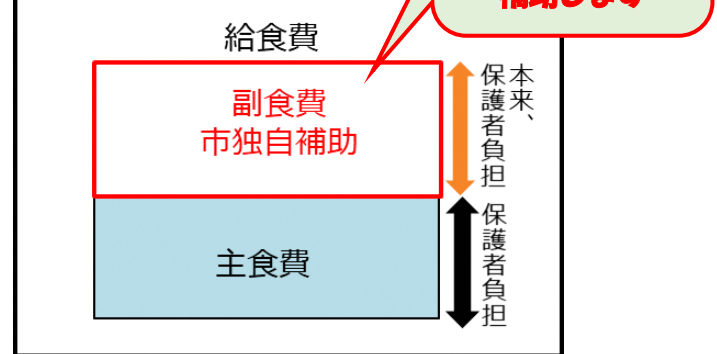
令和2年3月まで

- ・ 1号認定（幼稚園部分）
- ・ 2号認定（保育所部分）
- ・ 未移行幼稚園



令和2年4月から

- ・ 1号認定（幼稚園部分）
- ・ 2号認定（保育所部分）
- ・ 未移行幼稚園



※注意事項

- ① 給食費のうち、主食費（お米代など）については、従来どおり保護者の皆様のご負担となります。
- ② 各施設に対して補助を行いますので、保護者の皆さまの手続きは不要です。
- ③ すでにお支払いされた副食費の還付の手続き等については、各施設にお問い合わせください。

上記に関するお問い合わせは、

守口市こども部こども施設課 給付担当まで TEL:06-6992-1658